感染性廃棄物に準ずる廃棄物の管理体制・処理計画について

令和３年８月
動物実験委員長・科学分析支援センター長裁定

１．廃棄物に係る特別管理産業廃棄物管理責任者
新美　智久（科学分析支援センター　内線：5102）

２．処理計画
（１）発生状況
動物実験、化学系実験に伴い発生。
（２）分別方法
・先の鋭利なもの（感染性廃棄物）
動物実験、化学系実験に使用した注射針、針付注射器、メス、ガイドワイヤー等
動物実験に使用し、血液の付着したシャーレ、ガラス片等
・液状及び泥状のもの（感染性廃棄物）
動物実験に伴って発生した血液等
・固形状のもの（感染性廃棄物）
動物実験に伴って発生した動物死体、血液の付着したガーゼ、紙、手袋、エプロン等
・上記以外の廃棄物（一般廃棄物）
のように区分し、発生時点において感染性廃棄物と一般廃棄物を分別。
（３）学内の収集・運搬・排出方法
・先の鋭利なもの
各実験室、もしくは集積場である洗浄室において保管。
各実験室保管分については処理業者の回収日に集積場へ集約。
処理業者へ受け渡して排出。
・液状及び泥状のもの、固形状のもの
腐敗するおそれがあるため、下記梱包方法にて梱包し、各実験室の冷凍保管場所が上限に達し次第、若しくは発生の都度、所定の冷凍保管場所に移動。
処理業者の回収日に集積場へ集約。
処理業者へ受け渡して排出。
（４）梱包方法
・先の鋭利なもの
黄色のバイオハザードマークのある、耐貫通性かつ蓋のついた堅牢な容器に封

入。

・液状及び泥状のもの

赤色のバイオハザードマークのある、二重のビニール袋に封入。

・固形状のもの

橙色のバイオハザードマークのある、二重のビニール袋に封入。

（5）保管方法

・先の鋭利なもの

処理業者回収日まで、上記梱包方法、場所で保管。

保管場所は関係者以外立ち入れないよう、適切な注意表示。

・液状及び泥状のもの

処理業者回収日まで、上記梱包方法、場所で保管。

保管場所は関係者以外立ち入れないよう、適切な注意表示。

・固形状のもの

処理業者回収日まで、上記梱包方法、場所で保管。

保管場所は関係者以外立ち入れないよう、適切な注意表示。

（6）収集・運搬業者及び処分業者の許可証、委託契約の写し

科学分析支援センターにて写しを保管。

（7）緊急時の関係者への連絡体制

別図のとおり。

3．処理状況の帳簿記録及び保存

科学分析支援センターにおいて、紙マニフェスト、もしくは電子マニフェストの電磁的記録により保存。
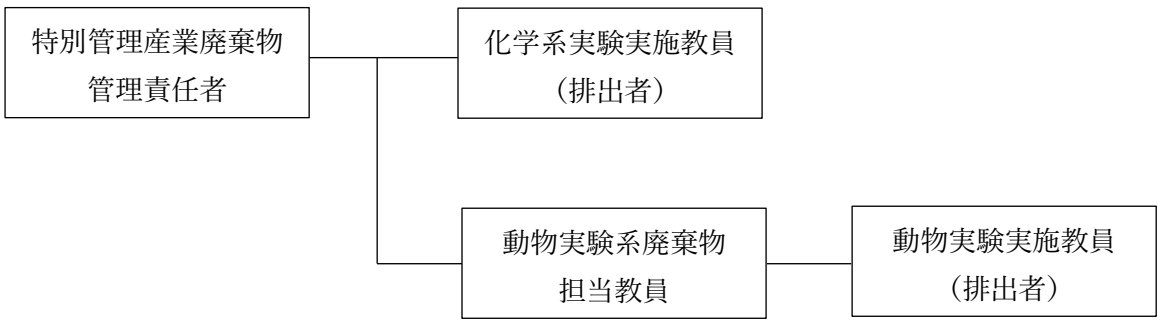
別図